



第33回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2023年6月22日（木曜日）午前10時  
| （受付開始予定時刻 午前9時）

場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
| ホテルメトロポリタン  
| 4階 桜の間

（ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内  
図」をご参照ください。）

今後の新型コロナウイルス感染の状況等により、  
株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、  
当社ホームページにて随時お知らせいたします。  
当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>)

**株式会社SRAホールディングス**

証券コード：3817

証券コード 3817  
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号  
**株式会社SRAホールディングス**  
代表取締役社長 鹿 島 亨

### 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sra-hd.co.jp/ir/gm/index.html>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SRAホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3817」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権の行使等について」をご参照いただき、議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年6月21日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年6月22日(木曜日)午前10時(受付開始予定時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項  
報告事項

- 第33期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第33期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項  
第1号議案  
第2号議案

- 取締役7名選任の件  
補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたって  
の決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。  
従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「主要な借入先」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

~~~~~  
(電子提供制度に関する事項)

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項につきましては、上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~  
(株主の皆様へのお願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。

インターネット上の当社ホームページ (<https://www.sra-hd.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

## 議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」（5頁から12頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法がございます。

インターネット	郵 送	株主総会ご出席
 <p>パソコン又はスマートフォンから、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2023年 6月21日(水曜日) 午後5時30分まで</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2023年 6月21日(水曜日) 午後5時30分 到着分まで</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p><b>日時</b> 2023年 6月22日(木曜日) 午前10時 (受付開始予定時刻:午前9時)</p>

### 【株主総会に出席される場合の注意点】

- (1) 株主総会当日のご来場については、ご自身の体調や株主総会当日時点での新型コロナウイルスの感染状況等をふまえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- (2) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用は任意といたします。また、アルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- (3) 受付の際に激しい咳など明らかに体調不良と見受けられる株主様につきましては、入場をお断りさせていただく場合がございます。

### 【インターネットの議決権行使にご協力ください】

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」及び「仮パスワード」は、本株主総会に關してのみ有効です。
- (3) スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されている「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコン又はスマートフォンによるインターネット利用環境や、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイト又はQRコードによるログインがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
 電話 0120-173-027（通話料無料）  
 受付時間 午前9時から午後9時まで

### 【議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い】

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

### 【議決権プラットフォームをご利用いただけます】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

## スマート招集をご利用いただけます



当社は、株主様と更なるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入しております。

下記のURL又はQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



スマートフォン・タブレット・パソコン  
 からも招集通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3817/>



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役の選任にあたり、経営体制のより一層の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かしま とおる 鹿島 亨 (1952年7月28日)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</span>	1984年4月 株式会社SRA入社 1990年7月 SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 1996年6月 株式会社SRA取締役 2003年4月 同社代表取締役社長 2006年4月 同社執行役員社長 2006年6月 当社代表取締役社長（現任） 2016年6月 株式会社SRA代表取締役会長 （現任） 2020年1月 SRA OSS, Inc. 代表取締役社長 CEO（現任）	96,300株
2	おおくま かつ み 大熊 克美 (1963年4月11日)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</span>	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年2月 株式会社AIT営業部長 2006年4月 同社取締役専務執行役員 2007年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社BT0事 業営業部長 2008年4月 株式会社AIT取締役副社長 2009年4月 同社代表取締役社長（現任） 2014年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 株式会社SRA取締役（現任） 2019年6月 当社常務執行役員（現任）	5,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なりかわまさふみ 成川匡文 (1952年9月6日)  再任  社外  独立	1976年4月 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社)入社 2002年4月 同社建設部土木建築技術センター所長 2008年7月 東電環境エンジニアリング株式会社(現東京パワーテクノロジー株式会社)営業副本部長 2009年6月 同社取締役営業本部長 2011年9月 同社常務取締役 2015年6月 当社社外取締役(現任)	2,700株
4	おおはしひろたか 大橋弘隆 (1952年1月24日)  再任  社外  独立	1974年4月 三井造船株式会社(現株式会社三井E&S)入社 1998年3月 同社企画プロジェクト部長 2004年7月 同社先進機械システム統括部長 2005年4月 同社クリーンメカトロ事業室長 2008年4月 同社機械・システム事業本部本部長補佐 2009年4月 同社事業開発本部事業企画部長 2010年10月 長岡技術科学大学客員教授 2011年6月 三井造船株式会社(現株式会社三井E&S)理事 同社事業開発本部副本部長 2013年11月 同社理事海洋事業推進部長 2018年6月 三井E&Sシステム技研株式会社シニアアドバイザー 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	ふじ わら ゆたか 藤 原 豊 (1963年 7月19日)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独 立</div>	1987年 4月 通商産業省 (現経済産業省) 入省 1994年 4月 外務省在マレーシア日本大使館一等書記官  2004年 7月 経済産業省商務情報政策局政策企画官 2006年 7月 同省産業技術環境局環境経済室長 2011年 7月 同省産業技術環境局技術振興課長 2014年 4月 内閣官房地域活性化統合事務局次長 2016年 6月 内閣府地方創生推進事務局審議官 2017年 7月 経済産業省大臣官房審議官 2020年 2月 楽天株式会社 (現楽天グループ株式会社) 政策・渉外アドバイザー (現任) フロンティア・マネジメント株式会社顧問 (現任)  2021年 6月 当社社外取締役 (現任) 2022年 4月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス政策アドバイザー (現任)	一株
6	うち だ ひろ ゆき 内 田 裕 之 (1958年 6月12日)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1982年 4月 富士通ファナック株式会社 (現ファナック株式会社) 入社 1994年 1月 同社サーボ研究所 1 部長 1997年 6月 同社取締役サーボ研究所所長 2001年 4月 同社常務取締役サーボ研究所所長 2006年 6月 同社専務取締役サーボ研究所所長 2006年 9月 同社専務取締役サーボ研究所所長製造担当補佐 2009年 8月 同社専務取締役FA・ロボマシン研究・セールス統括 2013年10月 同社代表取締役副社長ロボマシン事業本部長 2016年 6月 同社代表取締役副社長執行役員CTO ロボマシン事業部長 2021年 6月 同社副社長執行役員CTO ロボマシン事業部長 2021年11月 東京大学工学部工学博士号取得 2023年 4月 株式会社S R A顧問 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	すみりか 角里香 (1959年7月7日)  新任  社外  独立  女性	1984年4月 松竹株式会社入社 1993年10月 株式会社オーディーエス 1994年5月 同社コーポレートコミュニケーション部ディレクター 1996年1月 株式会社テクノメトリクスマネジャー 1999年11月 ヒルアンドノウルトンジャパン株式会社アカウントマネジャー 2001年3月 株式会社ザイオン経営企画部ディレクター 2004年11月 株式会社セオリア代表取締役(現任) 2012年12月 株式会社インベスター・インパクト代表取締役社長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2023年3月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 鹿島亨氏は、代表取締役社長として、経営判断、経営執行、経営監督において十分な役割を果たしており、当社の企業価値・株主価値向上の実現及び当社の持続的な成長のため、引き続き取締役の任にあたるのが最適であると判断し、取締役候補者となりました。
- (2) 大熊克美氏は、情報通信業における豊富な経営経験及び見識に加え、当社グループ会社代表取締役社長としての実績を活かし、取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。
- (3) 内田裕之氏は、F A関連技術開発部門の業務執行に長年携わり、大学の工学博士号を取得される等、専門知識と豊富な経営経験を有しており、当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、取締役候補者となりました。
4. 各社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は次のとおりであります。
- (1) 成川匡文氏は、新規事業の開拓における幅広い見識と、豊富な経営経験を有しており、引き続き当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
- (2) 大橋弘隆氏は、全社企画戦略及び新規事業開発部門において長年業務執行に携わり、また培ったメカトロニクス分野の技能を活かし大学の客員教授を務められる等豊富な経験と専門知識を有しており、引き続き当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者

補者としました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。

- (3) 藤原豊氏は、国家公務員在職時に培った経済産業分野等における政策の企画立案・実施、特に諸制度の創設・改正を通じた制度面の専門知識と豊富な情報通信分野の経験を有し、退職後も一般企業において経営活動に適切な助言や指導を行う役職を務めており、引き続き当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は直接経営に関与した経験はございませんが、社外取締役としての職責を十分に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
- (4) 角里香氏は、経営・I R分野におけるコンサルティング業務等に長年従事され、現在は同分野に関する企業を経営される等、専門知識と豊富な経営経験を有しており、当該知見を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、中立的・客観的な立場で関与していただく予定です。
5. 成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって成川匡文氏が8年、大橋弘隆氏が4年、藤原豊氏が2年となります。
6. 成川匡文氏、大橋弘隆氏、藤原豊氏及び角里香氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 成川匡文氏、大橋弘隆氏、藤原豊氏及び角里香氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
8. 成川匡文氏、大橋弘隆氏、藤原豊氏及び角里香氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。

9. 当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し、取締役候補者の提案を行っております。

取締役候補者選任基準

(1) 社内、社外取締役共通

- ① 経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
- ② 遵法精神に富んでいること

(2) 社外取締役に特有

- ① 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
- ② 出身分野における豊富な経験及び見識を有すること

10. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより社外取締役候補者である成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、角里香氏については選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております（ただし、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

12. 当社は、社外取締役候補者成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、角里香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、一般社団法人日本取締役協会が公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めております。その中で特に重要な基準である「SRAグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員又は使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度及びその前の3事業年度（つまり直近事業年度を含む過去4事業年度）におけるSRAグループとの取引の支払額または受取額が、連結売上高の2%以上を占めている企業としております。

13. 当社の社外取締役、独立社外取締役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。
14. 当社は取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、社外取締役候補者である成川匡文氏が委員長を務めております。

《ご参考》本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

本総会において第1号議案が承認可決された場合の、スキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名		候補者が有する専門性						
		企業経営	営業 マーケティング	事業創造	業界知識、 IT	国際性	財務・ 会計	法務・ ガバナンス
取 締 役	鹿島 亨	●	●	●	●	●		●
	大熊克美	●	●	●	●			
	成川匡文	●	●	●		●		
	大橋弘隆		●	●	●	●		
	藤原 豊			●	●	●		●
	内田裕之	●	●	●	●	●		●
	角 里香	●		●		●	●	●

(注) 上記一覧表は、各人の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よしむらしげる 吉村茂 (1954年7月5日)	1977年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社	500株
	2006年2月 同社名古屋支店長	
	2007年10月 株式会社ディーエム情報システム(現日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社)執行役員SS港南事業本部長	
	2008年11月 当社管理本部財務部長 株式会社SRAコーポレート本部財務部長	
	2010年4月 当社監査室長(現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2023年3月31日)現在の株式数を記載しています。
3. 吉村茂氏は、当社入社後財務部長として社内業務に携わった後、監査室長として監査業務に携わっております。  
それらの知識や経験を活かして当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したため、補欠監査役候補者いたしました。なお、吉村茂氏が監査役に就任する際には、事前に当社及び株式会社SRAを退職いたします。
4. 吉村茂氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が承認され、かつ監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の概要につきましては、前出の第1号議案「取締役7名選任の件」(注)11.に記載のとおりです。

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が段階的に解除され、社会経済活動の正常化が徐々に進み始めました。一方でロシアのウクライナ侵攻に端を発した戦争の長期化が世界各地のエネルギーや資源価格高騰を引き起こし、インフレ懸念が高まるとともに、急激な為替変動が各種産業に影響を及ぼす中、景気の下振れリスクへの注視も必要な状況となっております。

当社グループといたしましては、当連結会計年度において、新型コロナウイルスによる影響、ロシア、ウクライナ問題、為替変動等から、中期的な視点での計画の立案が困難なため、単年度の目標を掲げ様々な施策に取り組みました。

環境の変化に即応した成長を実現すべく、①既存事業の持続的成長と生産性向上による事業基盤の安定化、②高収益ビジネスモデルの創出、③グループ内連携強化によるシナジー効果の発揮、④労働力の提供から価値の提供への移行、⑤受託型ビジネスから提案型ビジネスへのシフト、⑥コンサルティングビジネスを核とした価値の提供を行う提案型ビジネスへのシフト等の成長戦略に取り組みました。その結果、当連結会計年度において開発事業の拡大、クラウドビジネス（アマゾンウェブサービス（AWS）・salesforce）の拡大、自社IP製品ビジネス（P-CON）の拡大、Oracle Cloud ERP導入ビジネス等のスタート等を実現させました。

また、前連結会計年度に引き続きDXを支える中核技術であるクラウドビジネスにおいて、AWS認定資格者のさらなる増加、APN AWS Top Engineersへの2名の選出、高付加価値のOracle Cloud ERP経験者の育成等、高単価のコンサルティング人材の育成にも注力しました。

またグローバルビジネスでは、チャイナリスクを踏まえたアジアビジネスの強化策として、NAL HOLDINGS JOINT STOCK COMPANY（ベトナム）への36%の出資をいたしました。しかしながら一部の海外子会社ではインフレや半導体不足の影響を受け、厳しい状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、開発事業、運用・構築事業、販売事業のすべての事業が増加した結果、42,864百万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

損益面におきましては、売上総利益の増加に加え、販売管理費の機動的な運用により営業利益は6,004百万円（同10.4%増）、経常利益は為替差益が増加したこと等により7,201百万円（同11.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失（投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額等）4,255百万円の計上により879百万円（同75.4%減）となりました。

② 資金調達の状況

当社グループはキャッシュ・マネジメント・システムにより、グループ内資金を一元的に管理しております。

また、株式会社SRAにおいては、資金調達の機動性及び安定性を確保し、より一層の財務基盤の強化を図るため取引金融機関6社との間で総額58億円のコミットメントライン契約を締結しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (自2019. 4. 1 至2020. 3. 31)	第31期 (自2020. 4. 1 至2021. 3. 31)	第32期 (自2021. 4. 1 至2022. 3. 31)	第33期 (自2022. 4. 1 至2023. 3. 31)
売 上 高(百万円)	43,642	39,386	40,203	42,864
(開 発 事 業)	22,104	20,704	21,673	23,701
(運 用 ・ 構 築 事 業)	5,292	5,500	5,664	5,804
(販 売 事 業)	16,245	13,181	12,865	13,359
経 常 利 益(百万円)	4,951	5,268	6,463	7,201
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△612	3,073	3,577	879
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△) (円)	△49.68	249.12	289.96	71.13
総 資 産(百万円)	34,934	37,945	40,175	42,387
純 資 産(百万円)	20,052	22,489	25,362	26,016

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数によって算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期及び第33期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

◎当連結会計年度の事業別の営業の状況は以下のとおりです。

●開発事業

開発事業は、金融業向け及び製造業向けが増加した結果、当事業の売上高は23,701百万円（前連結会計年度比9.4%増）となりました。

●運用・構築事業

運用・構築事業は、情報サービス業向け及び通信業向けが増加した結果、当事業の売上高は5,804百万円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。

●販売事業

販売事業は、海外子会社の機器販売が減少したものの、株式会社A I T及び株式会社S R Aは増加した結果、当事業の売上高は13,359百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

(3) 対処すべき課題

次期のわが国経済を取り巻く環境は、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した戦争の長期化、米中関係の悪化、金融当局の利上げを主因とした金融機関の破綻といった景気減速の可能性が囁かれる等、不透明な経済情勢の継続が予想されております。

このような状況の下、当社グループは「内外の環境変化に的確に対応し、技術力を中心とした当社の強みを十二分に発揮すると同時に、新たな領域にも積極果敢に挑戦することで、持続的成長を果たす。」ことを目的に事業の拡大を目指してまいります。

上記の目的を実現するためには、より高付加価値な新ビジネスへのシフトが必須であり、これらを「戦略事業」と位置づけ、積極果敢にチャレンジするとともに、既存の「コア事業」も当面は安定的な収益源であり、「基盤ビジネス」として、さらなる収益性の向上を図ってまいります。

さらに、「サステナビリティへの取り組み」「株主還元」についても社会貢献と株主利益の増大を図ってまいります。

① 事業戦略

「既存顧客の深耕」「ビジネスモデルの変革」「自社I P製品・グローバルビジネスの推進」の3つの柱を、「営業」「技術」「人材」の3つの各戦略で支えていきます。

その具体的な計画として以下の成長戦略を展開してまいります。

[1] 「既存顧客の深耕」

- ・グループシナジーを強化して当社グループ製品／サービスを提供する。

[2] 「ビジネスモデルの変革」

- ・クラウドインフラビジネス（自動化、DevOps \*1、セキュリティ等）への展開
- ・LowCode、NoCode開発 \*2の推進
- ・製品提案型の業務コンサルティングにより「開発」、「運用・構築」、「販売」各事業より上流から参画することでビジネスチャンスを拡大

[3] 「自社 I P 製品ビジネス・グローバルビジネスの推進」

- ・自社 I P 製品の商品力向上と販売力強化（P-CON、Proxim、Cavirin、UniVision、DB-Spiral等）
- ・オープンソースやクラウド対応によるセキュリティ、健康管理、データ分析、AI/OpenAI等
- ・成長分野における新自社 I P 製品開発（FIDO \*3対応セキュリティ製品、ウェアラブルアプリ）
- ・マルチクラウドやハイブリッドクラウドへの対応サービスの充実
- ・東南アジアを中心とした市場の開拓

② SDGs対応

企業経営にサステナブルな対応が求められており、持続可能性のある社会貢献に取り組んでまいります。

「本業で貢献すること」が、SDGsの目標につながるものと認識しており、加えて、社内での取り組みとして、環境対策や社員の働きやすさを推進してまいります。

③ 株主還元

利益剰余金の配当方針をより明確にするため、2022年10月に、為替相場や株式相場など市況動向の影響が配当に直接及ばぬように「キャッシュアウトを伴わない一過性の評価損益を考慮し、高配当を実現」とする配当に関する方針を定め、企業価値向上・株主価値向上施策の検討を進め、株主の皆様にとって、さらなる魅力向上につながる仕組みづくりに尽力してまいります。

\*1 DevOps：従来分離していたソフトウェアの開発と運用のチームやプロセスを互いに連携させることで、より速くより高品質なサービスを提供するための考え方。

\*2 Low-Code/No-Code開発：できる限りソースコードを書かずにシステムを開発する手法。ビジネスの変化にシステムを素早く追従させることができる。

\*3 FIDO：標準規格団体である「FIDO Alliance」が定めた新しい認証方式。従来の固定パスワードに代わる安全性とUI/UXを両立した認証手段の標準規格。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社SRA	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株式会社AIT	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

- (注) 1. 出資比率の( )は、子会社である株式会社SRAの出資比率であります。  
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社SRA
特定完全子会社の住所	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,262百万円
当社の総資産額	8,952百万円

#### (5) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
開発事業	901名	10名増
運用・構築事業	270名	4名増
販売事業	216名	6名減
全社(共通)	12名	増減なし
合計	1,399名	8名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。  
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	増減なし	55.6歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員で表示しております。  
2. 平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

## 2. 当社の現況

### (1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,960,000株
- ② 発行済株式の総数 15,240,000株
- ③ 株主数 22,991名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,634	12.0
株 式 会 社 S R A	1,190	8.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	645	4.7
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	564	4.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	560	4.1
藤 原 園 美	450	3.3
丸 森 京 子	435	3.2
光 通 信 株 式 会 社	343	2.5
S R A ホールディングス社員持株会	335	2.4
三 菱 総 研 D C S 株 式 会 社	215	1.5

(注) 持株比率は、自己株式（1,633千株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

「新株予約権等の状況」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.sra-hd.co.jp/>)に掲載しております。

本招集ご通知においては、参考としてそれぞれ概要を掲載しております。

(ご参考)

○当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行決議日)	付 与 対 象 者	新株予約権 の 数	目的である 株式の数	保有者数
第17回新株予約権 (2019年8月8日)	取締役(社外取締役を除く)	93個	18,600株	3名
第18回新株予約権 (2020年8月6日)	取締役(社外取締役を除く)	93個	18,600株	3名
第19回新株予約権 (2021年9月9日)	取締役(社外取締役を除く)	64個	12,800株	2名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。  
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権について、該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鹿 島 亨	株式会社S R A代表取締役会長 SRA OSS INC.代表取締役社長、CEO
取締役 常務執行役員	大 熊 克 美	株式会社A I T代表取締役社長
取締役 (社外取締役)	成 川 匡 文	
取締役 (社外取締役)	大 橋 弘 隆	
取締役 (社外取締役)	藤 原 豊	楽天グループ株式会社政策・渉外アドバイザー フロンティア・マネジメント株式会社顧問 株式会社セブン&アイ・ホールディングス政策アドバイザー
常勤監査役 (社外監査役)	山 際 貞 史	
監 査 役 (社外監査役)	北 村 克 己	弁護士 北村総合戦略法律事務所代表 株式会社ネクスグループ社外取締役 在日フィンランド商工会議所監査役
監 査 役 (社外監査役)	上 野 貴 弘	

- (注) 1. 常勤監査役の山際貞史氏は、東日本旅客鉄道株式会社の系列会社において代表取締役職を歴任し、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、企業経営の幅広い見識と豊富な経験を有し、また監査役を経験しており、財務会計の知見を有していると評価しております。
2. 当社は取締役の成川匡文氏、大橋弘隆氏及び藤原豊氏、監査役の山際貞史氏、北村克己氏及び上野貴弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

3. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	平 田 淳 史	グループ戦略本部長
常務執行役員	石 曾 根 信	グループ最高技術責任者(CTO) 先端技術研究所長
執行役員	市 田 尚 宏	
執行役員	小 林 俊 昭	財務経理統括責任者 管理本部財務・経理部長
執行役員	松 野 善 方	サステナビリティ統括責任者 管理本部長
執行役員	平 磯 正 之	コンプライアンス統括責任者 管理本部総務部長

## ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任理由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
吉 田 昇	2022年6月23日	任期満了	社外監査役

## ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりであります。

### イ. 被保険者の範囲

当社及び国内関係会社の取締役及び監査役

### ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行に関して故意または重大な過失があった場合等の免責事由による場合には填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

## ④責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

[1] 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57百万円 (18百万円)	54百万円 (18百万円)	2百万円 (-)	5名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	27百万円 (27百万円)	27百万円 (27百万円)	- (-)	4名 (4名)
合計 (うち社外役員)	85百万円 (46百万円)	82百万円 (46百万円)	2百万円 (-)	9名 (7名)

- (注) 1. 上表には、2022年6月23日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権であり、業績指標は総合的な収益力を示すものとして中期経営計画の計画値に基づく連結経常利益目標値又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値であります。交付の際の条件等は『第33回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）』2. 当社の現況「(1)新株予約権等の状況」に記載しております。なお、上表に記載の金額は第17回、第18回及び第19回ストックオプションの損益計算書計上額であります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、2007年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。
- なお、2023年3月期において、新たな新株予約権の発行はございませんでした。

[2] 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受

けております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、取締役の報酬は役割と責任に応じて定めた基本報酬と中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成し、業績連動報酬として金銭の支給は行わない。

なお、社外取締役についてはその役割と独立性確保の観点から基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の枠内で役位、職責に応じて他社の水準、当社グループの業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、支給については金銭によるものとする。

c. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬については、株主価値と連動した中長期的な企業価値の増大に対するインセンティブとして新株予約権を割り当てる中期経営計画連動型ストックオプションとする。

ストックオプションの指標については、総合的な収益力を示すものとして中期経営計画の計画値に基づく連結経常利益目標値又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値とし、定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の内容・算定方法の決定及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議を経た後、役位、職責、中期経営計画に対する貢献度等を勘案し、割り当て個数を決定するものとする。

なお、新株予約権に係る報酬等の額は、株主総会において決議された限度額の枠内とする。

また、新株予約権は中期経営計画達成を目的として付与し、行使条件で定めた目標値を達成した時のみ行使を可能とする。

d. 基本報酬、株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の構成については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値向上のインセンティブが働くものとなるよう、

株主総会で決議された限度額の枠内で決定する。

株式報酬（ストックオプション）は中期経営計画と連動しており、目標値を達成した場合に行使価格で株式を購入することができるものであり、中期経営計画終了時における株価は変動しているため、予めその価値を定めることが出来ず、額について基本報酬との割合までは明示していない。

e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会にて審議し答申を得るものとする。上記委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定する。

なお、株式報酬は指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえ、取締役個人別の割り当て個数について取締役会で決議する。

[3] 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長鹿島亨に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当する職責について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

[4] 社外役員が親会社又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（注）当社には親会社がありませんので、親会社又はその子会社（当社及び当社の子会社を除く）から支払われた報酬額はありません。

⑥社外役員に関する事項

[1] 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

独立社外取締役藤原豊氏は、楽天グループ株式会社政策・渉外アドバイザー、株式会社セブン&アイ・ホールディングス政策アドバイザー及びフロンティア・マネジメント株式会社顧問であります。楽天グループ株式会社、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びフロンティア・マネジメント株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

独立社外監査役北村克己氏は、北村総合戦略法律事務所代表、株式会社ネクスグループ社外取締役及び在日フィンランド商工会議所監査役であります。北村総合戦略法律事務所、株式会社ネクスグループ及び在日フィンランド商工会議所と当社との間には特別な関係はありません。

[2] 当事業年度における主な活動状況

1) 社外取締役

氏名	取締役会への出席状況	取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
成川 匡文	16回中16回 (100%)	新規事業の開拓における幅広い見識と豊富な経営経験を活かし、取締役会において客観的な立場から質問、発言を行い、専門的見地から提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しました。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、役員 の指名及び報酬に関する答申案の取り纏めを主導し、当社の経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きく貢献しました。
大橋 弘隆	16回中16回 (100%)	全社企画戦略及び新規事業開発分野における豊富な経験と専門知識を活かし、取締役会において客観的な立場から発言し、専門的見地から提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しました。 また、指名・報酬委員会の委員として役員 の指名及び報酬に関する答申案策定に適切な助言や意見を述べ、当社の経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きく貢献しました。
藤原 豊	16回中16回 (100%)	経済産業分野等における制度面の幅広い専門知識と情報通信分野における豊富な経験を活かし、取締役会において客観的な立場から発言し、専門的見地から提言を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しました。 また、指名・報酬委員会の委員として役員 の指名及び報酬に関する答申案策定に適切な助言や意見を述べ、当社の経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きく貢献しました。

## 2) 社外監査役

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	活動状況
山際 貞史	16回中16回 (100%)	13回中13回 (100%)	会社経営に関する幅広い見識と豊富な経験及び監査役経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査役会で定めた監査計画に従い、部門及び主要子会社の監査等を行うとともに、常勤監査役として、監査機能を十分に発揮しました。
北村 克己	16回中16回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査役会においても同様の見地から、主に内部統制について意見を述べ監査機能の維持・向上に貢献しました。
上野 貴弘	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	情報通信分野の見識と豊富な経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行いました。また、監査役会において定めた監査計画に従い、主要子会社の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

(注) 監査役上野貴弘氏は、2022年6月23日開催の第32回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会出席回数が他の監査役と異なります。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性の確保を図るための事業投資に積極的に取り組んでおります。中期経営計画においては、株主還元のためのさらなる充実を図るため、「配当性向50%を目途に安定的な高配当」及び「株主資本の効率的活用の指標であるROEを継続的に10%以上確保」を目指しております。

また、利益剰余金の配当方針をより明確にするため、2022年10月に為替相場や株式市場など市況動向の影響が配当に直接及ばぬように、「キャッシュアウ

トを伴わない一過性の評価損益を考慮し、高配当を実現」とする配当に関する方針を定め、企業価値向上・株主価値向上施策の検討を進め、株主の皆様にとってさらなる魅力の向上につながる仕組み作りに尽力してまいります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては「営業利益」及び「経常利益」が通期業績予想を上回る結果となり、今回計上した特別損失がキャッシュアウトを伴わないことから、株主還元のさらなる充実を図るため、当初計画の期末配当金90円を10円増配し1株当たり配当金を100円といたしました。

その結果、年間配当金は普通配当140円となりました。

また、次期の配当につきましては、当期に実施した10円の増配を次期に組み入れ1株当たり配当金を140円（普通配当140円：中間配当40円・期末配当100円）と計画しており、この配当を実施した場合の配当性向は48.3%の見込みです。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,845</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>12,761</b>
現金及び預金	13,686	買掛金	4,559
受取手形、売掛金及び契約資産	7,723	短期借入金	386
有価証券	34	未払費用	806
商品及び製品	1,454	未払法人税等	1,391
仕掛品	516	未払消費税等	836
短期貸付金	3,931	前受金	3,578
未収入金	2,891	賞与引当金	575
その他	612	役員賞与引当金	133
貸倒引当金	△5	その他	493
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,541</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,609</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>171</b>	繰延税金負債	267
建物	90	退職給付に係る負債	3,039
機械装置及び運搬具	38	役員退職慰労引当金	289
その他	42	その他	13
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>440</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,370</b>
その他	440	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,929</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>22,687</b>
投資有価証券	8,504	資本金	1,000
長期貸付金	3,197	資本剰余金	4,850
繰延税金資産	475	利益剰余金	19,153
差入保証金	379	自己株式	△2,316
退職給付に係る資産	47	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,235</b>
その他	736	その他有価証券評価差額金	3,619
貸倒引当金	△2,390	為替換算調整勘定	△266
投資損失引当金	△20	退職給付に係る調整累計額	△117
<b>資 産 合 計</b>	<b>42,387</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>93</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,016</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>42,387</b>

## 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,864
売上原価		32,109
売上総利益		10,755
販売費及び一般管理費		4,751
営業利益		6,004
営業外収益		
受取利息	231	
受取配当金	89	
為替差益	1,226	
その他	37	1,584
営業外費用		
支払利息	3	
証券代行事務手数料	47	
持分法による投資損失	121	
投資事業組合運用損	143	
その他	70	387
経常利益		7,201
特別利益		
投資有価証券売却益	17	
その他	1	19
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	1,517	
投資有価証券売却損	435	
貸倒引当金繰入額	2,300	4,255
税金等調整前当期純利益		2,965
法人税、住民税及び事業税	2,187	
法人税等調整額	△101	2,086
当期純利益		879
親会社株主に帰属する当期純利益		879

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社S R Aホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛 ⑩  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S R Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社S R Aホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査担当部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及びその使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。

また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じてグループ会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。

- ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 5月17日

## 株式会社S R Aホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役	山 際 貞 史	Ⓔ
( 社 外 監 査 役 )		
社 外 監 査 役	北 村 克 己	Ⓔ
社 外 監 査 役	上 野 貴 弘	Ⓔ

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

池袋駅 ・JR ●山手線 ●埼京線 ・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線  
・西武池袋線 ・東武東上線

- 1 南口 (徒歩約2分) 有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
- 2 JR線メトロポリタン口 (徒歩約1分) JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階。
- 3 西口 (徒歩約3分) 東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行(ATM)を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。
- 4 副都心線2a出口 (徒歩約3分) 2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。



問い合わせ先  
株式会社SRAホールディングス  
☎03-5979-2666 (代表)

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

